

防災 - 34
令和2年4月3日

一般社団法人 秋田県LPガス協会 様

秋田県総務部総合防災課



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収に
関する調査に係る対応について（依頼）

令和2年3月30日付け2020産ガ安第6号で経済産業省から標記の通知があり
ましたので、別添写しと共に貴協会所属の液化石油ガス販売事業所への周知をお願いし
ます。

秋田県総務部総合防災課
消防保安班 保坂 伸
018-860-4566



2020産ガ安第6号
令和2年3月30日

秋田県知事 殿

経済産業省産業保安グループガス安全室長

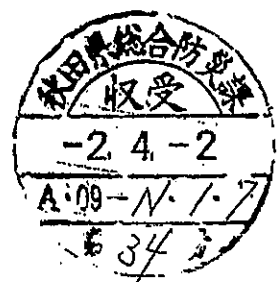
パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査に係る対応について

平成20年8月22日付け平成20・08・21原院第4号をもって要請したパロマ工業株式会社製ガス瞬間の点検・回収等に関する調査と協力については、毎月の調査件数等の報告を求めていたところ、点検・回収対象機種が発見件数の状況を鑑み、経済産業省への報告については終了とし、平成20年8月22日付け平成20・08・20原院第4号は廃止します。

他方、点検・回収対象機器の発見は液化石油ガス販売事業者の消費設備調査が契機となることを踏まえ、国民の安全を確保する観点から、下記の対応について所管の液化石油ガス販売事業者に対し改めて周知をお願いいたします。

記

1. 液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づく消費設備調査は、平成19年3月13日付け平成19・02・26原院第1号で定めた「強制排気式の燃焼機に係る具体的な調査方法について」に基づき実施すること。
2. 上記1. を含め、対象機種を発見した場合には、使用禁止の措置を講ずるとともに、その旨を速やかにパロマ工業株式会社に通知すること。また、需要家から対象機種の点検・回収要請等の際には、パロマ工業株式会社と緊密に連携し、迅速かつ適切な対応を行うこと。





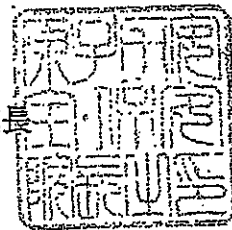
経済産業省

平成 20・08・21 原院第 4 号

平成 20 年 8 月 22 日

知事 殿

経済産業省原子力安全・保安院長



パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する
調査と協力について（要請）

原子力安全・保安院は、液化石油ガス販売事業者に対して別添（NISA-278b-08-08）のとおりに対応を求めることとしました。

つきましては、貴県におかれましても所管の液化石油ガス販売事業者に対して同様の対応を行うよう依頼します。



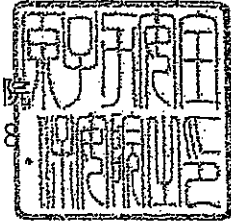
経済産業省

平成20・08・21原院第4号

平成20年8月22日

パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する
調査と協力の継続について（要請）

経済産業省原子力安全・保安院
NISA-278b-08-08



原子力安全・保安院（以下「当院」という。）は、「パロマ工業株式会社による同社製ガス瞬間湯沸器の点検・回収等に関する調査と協力について（要請）（平成20年6月25日付け平成20・06・24原院第4号）」により、液化石油ガス販売事業者に対し、需要家の消費機器に関する情報の再点検等を要請し、報告を受けたところですが、今後ともパロマ工業株式会社（以下「パロマ工業」という。）製の点検・回収対象機種（以下「対象機種」という。）が長期不在、閉栓・休止中等の需要家から発見される可能性があります。

このため、当院は、国民の安全を確保する観点から、当院所管の液化石油ガス販売事業者に対して下記の対応を求めることとし、各都道府県に対しても、所管の液化石油ガス販売事業者へ同様の対応を要請することを求めることとする。

記

- ①開栓中の需要家、特に長期不在等の需要家については、液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号。以下「液石法」という。）に基づく定期消費設備調査を行う際、②閉栓・休止中の需要家については、液石法に基づく供給開始時点検を行う際に、対象機種の発見に万遺漏無きを期すこと。

また、毎月の調査件数等について、別に通知する様式により当院に報告すること。

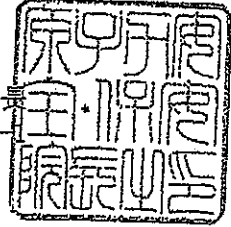
- 上記を含め、対象機種を発見した場合には、使用禁止の措置を講じるとともに、その旨を速やかにパロマ工業に通知し、あわせて当院に報告すること。また、需要家からの対象機種の点検・回収要請等の際には、パロマ工業と緊密に連絡し、迅速かつ適切な対応を行うこと。



経済産業省

平成19・02・26原院第1号
平成19年3月13日

原子力安全・保安院長
NISA-241a-06



強制排気式の燃焼器に係る具体的な調査方法について

ガス事業法施行規則（昭和45年通商産業省令第97号）第108条第12号及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則（平成9年通商産業省令第11号）第44条第1号ムについては次のとおり運用することとし、平成19年4月1日から施行する。

記

- 次の各号のすべてに該当するときは、ガス事業法施行規則第108条第12号及び液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律施行規則第44条第1号ムに基づき、ガスを燃焼した場合において正常に燃焼器から排気が排出されることが確認されたものとみなすこととする。
 - 別添1. に定める通電時検査に合格していること
 - 別添2. に定める停電時検査に合格していること（パロマ工業株式会社製PH-8号CF、PH-10号CF及びPH-12号AFに限る。）
 - 当該燃焼器に別図に示すステッカーが貼付されていること（株式会社陽栄製作所製S8S7、S8S7B、S8S8、S10S7、S10S7B、S10S8、S13S7、S13S7B、及びS13S8に限る。）
1. に定める基準に適合していることが確認された場合は、当該燃焼器にステッカーを貼付することなどにより、当該燃焼器を使用する際には必ず電源プラグをコンセントに差し込んで使用する旨を注意喚起すること。
1. に定める基準に適合していないことが確認された場合は、当該燃焼器の使用者に対し、当該燃焼器を使用しないように要請するとともに、次に掲げる者に速やかに連絡すること。

製造した者	連絡先
パロマ工業株式会社	パロマ工業株式会社 CS部 お客様相談室 電話：052-824-5145
株式会社陽栄製作所	株式会社ハーマンプロ ハーマン修理受付センター 電話：0120-38-8180 お客様センター 電話：06-4304-3614
リンナイ株式会社	リンナイ株式会社 リンナイお客様センター 電話：0120-054-321
鳥取三洋電機株式会社	三洋電機株式会社 お客さまセンター 電話：0120-34-3958

- パロマ工業株式会社製PH-81F、PH-82F、PH-101F、PH-102F、PH-131F、PH-132F及びPH-161Fについては、消費生活用製品安全法（昭和48年法律第31号）第82条に基づく緊急命令が発出されていることを踏まえ、当該燃焼器を使用している者に対し、当該燃焼器を使用しないように要請するとともに、速やかにパロマ工業株式会社に連絡し、回収を依頼すること。



別添

1. 通電時検査要領

通電時検査の手順は次に掲げるとおりとする。

手順① 電源プラグがコンセントに差し込まれているかを確認する。

手順② 器具のガス栓ツマミを「点火」の位置まで押しながら回し、パイロットバーナーに点火させたのち、更にガス栓ツマミを「開」の位置まで回した後、給湯栓を開き、お湯を出す。（メインバーナーに点火）

手順③ 15秒以上経過後、器具のガラー部（パロマ工業株式会社製PH-12号AFの場合は、器具上部のパフラー開口部）に手をかざし熱気（排気あふれ）の有無を確認する。なお、排気あふれにより火傷しないように十分注意する。

判定基準：手順③において熱気がなければ合格とする。

2. 停電時検査要領

停電時検査の手順は次に掲げるとおりとする。

手順① 給湯されているの状態のままコンセントから電源プラグを外し、瞬時に消火することを確認する。

手順② 給湯栓を閉じ、器具のガス栓ツマミを「止」の位置まで戻し、消火を確認する。

手順③ コンセントから電源プラグを外したまま、上記1. 手順②の方法によりメインバーナーに点火しないことを確認する。

手順④ 電源プラグをコンセントにしっかりと差し込む。

判定基準：手順①において瞬時に消火するとともに、手順③においてメインバーナーに点火しなければ合格とする。